

五 学生支援の充実等

(一) 学生支援体制の整備

進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とそれに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化など、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。このような状況の中、外国人留学生を含む多様な学生に対する支援施策のより一層の充実を図ることにより、次代を担う人材を育成していくことが強く求められている。

このため、平成一六年四月より、①文部科学省においては、日本人学生の奨学や厚生補導を担当していた学生課と、留学生の受入れや派遣などを担当していた留学生課を再編・統合し、学生支援課を設置するとともに、②国、特殊法人日本育英会及び留学生関係公益法人（日本国際教育協

会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会）においてそれぞれ実施していた日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援業務を総合的に実施する独立行政法人として、日本学生支援機構を設立し、さらなる学生支援の充実を図っているところである。

(二) 奨学金事業の充実

奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策である。

日本学生支援機構の奨学金事業は、学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的として実施している。

平成一八年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員を増員するとともに、奨学金貸与制度（有利子）による海外留学の支援等の充実を図ることとしている。

これらの充実により、奨学金事業全体で、四八九億円増の七九九億円の事業費で、六万九〇〇〇人増の一〇三万四〇〇〇人の奨学生に奨学金を貸与することとしている。（高等学校等奨学金事業交付金（一九〇億円、八万三〇〇〇人）を含む）

また、家計支持者の失業や災害等の被害などによって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生などに対応するため、無利子で貸与を行う「緊急採用奨学金（無利子）」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用してきている。

① 無利子貸与（第一種奨学金）

| 区 分 | | 自 宅 | 自 宅 外 |
|----------------------|---------|---------|--------|
| 大 学 | 国 公 立 | 45,000 | 51,000 |
| | 私 立 大 | 54,000 | 64,000 |
| | 私 立 短 大 | 53,000 | 60,000 |
| | 通 信 教 育 | 88,000 | |
| 大 学 院 | 修 士 課 程 | 88,000 | |
| | 博 士 課 程 | 122,000 | |
| 高 等 専 門 学 校 | 国 公 立 | 21,000 | 22,500 |
| | 私 立 | 32,000 | 35,000 |
| 専 修 学 校 (専 門 課 程) | 国 公 立 | 45,000 | 51,000 |
| | 私 立 | 53,000 | 60,000 |

・入学時等の需要に対応した奨学金(入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

② 有利子貸与（第二種奨学金）

| 区 分 | 貸 与 月 額 |
|------------------------------------|---------|
| 大学・短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校専門課程 | 30,000円 |
| | 50,000 |
| | 80,000 |
| | 100,000 |
| | 学生が選択 |
| 大学院修士課程・博士課程 | 50,000円 |
| | 80,000 |
| | 100,000 |
| | 130,000 |
| | 学生が選択 |

・法科大学院は4万円、7万円増額可能（17万円、20万円の貸与月額設定）
 ・私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円増額可能
 ・入学時等の需要に対応した奨学金(入学直後や短期留学の際に貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

奨学金事業の充実

我が国の将来を担う意欲溢れる学生が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金を希望する学生への支援のため、奨学金の更なる充実を図る。

平成18年度予算 貸与人員：**109.2万人**（5.7万人増）
 事業費総額：**7,999億円**（489億円増）

| 区 分 | 無 利 子 貸 与 事 業 | 有 利 子 貸 与 事 業 |
|--------------------|---|--|
| 貸 与 人 員 | 46万人（0.9万人増） | 63.1万人（4.8万人増） |
| 事 業 費 | 2,721億円（90億円増） | 5,278億円（399億円増） |
| うち政府貸付金・ 財政融資資金 | (政府貸付金) 813億円（100億円減） | (財政融資資金（総額1,170億円を含む）) 4,643億円（172億円増） |
| 対 象 学 種 | 大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管</small> | 大学・短大、高専（4・5年生）、 大学院、専修学校専門課程 |
| 貸 与 月 額 | 定 額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.4万円（前年度同額） | 学生が選択 (大学の場合)3、5、8、10万円 |
| 貸 与 基 準 | 学 力 | ①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生 |
| | 家 計 | 996万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 |
| 返 還 方 法 | 996万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 | 1,342万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 |
| 返 還 利 率 | 卒業後20年以内 | 卒業後20年以内（元利均等返還） |
| 返 還 利 率 | 無 利 子 | 1.0%（上限3%）(在学中は無利子) (3月1日現在) |

※無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金（190億円（98億円増）、8.3万人相当）を含む。

【参考】

①奨学金貸与制度（有利子）による海外留学の支援の充実

・貸与人員 H17：1,400人 ⇒ H18：3,132人
 ・事業費 H17：17億円 ⇒ H18：34億円

②入学時等の需要に対応した奨学金（有利子貸与による一時金）

・貸与人員：5万人 事業費：150億円（前年度同）

③法科大学院に学ぶ学生のための奨学金制度

・貸与人員 H17：5,800人 ⇒ H18：7,369人
 ・事業費 H17：105億円 ⇒ H18：129億円

○大学等卒業予定者の就職・採用活動
 平成一八年度（平成一九年三月）に卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成一七年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側（国公立大学等で構成される就職問題懇談会）と企業側（日本経済団体連合会）による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、平成一七年度と同様に、大学側が「大学、短期大学及び高等専

○就職内定率の動向
 文部科学省と厚生労働省が共同で実施している就職内定状況調査によると、今春卒業する学生の二月一日時点での就職内定率は、前年同期に比べ、大学は三・二ポイント増の八五・八％、短期大学は三・〇ポイント増の六九・〇％となるなど、大学・短期大学等全体では三・〇ポイント増の八四・一％と前年度を上回り、学生の就職を取り巻く環境は改善傾向が見られるものの、依然として厳しい状況が続いている。（図一）

(三) 就職支援の充実

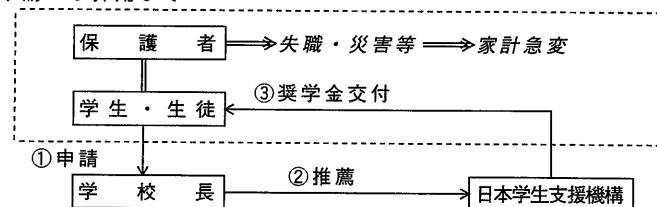
図1 平成17年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査
 (平成18年2月1日現在)

| 区分 | 就職希望率 | 就職内定率 |
|--------|--------------|--------------|
| 大学 | 71.4% (1.9) | 85.8% (3.2) |
| うち | 国公立 | 49.8% (3.4) |
| | 私立 | 81.7% (1.2) |
| 短期大学 | 78.8% (0.1) | 69.0% (3.0) |
| 高等専門学校 | 52.5% (▲4.2) | 93.7% (▲4.8) |
| 計 | 71.7% (1.6) | 84.1% (3.0) |

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
 就職内定率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
 2. () は前年度調査からの増減値 (▲は減少)。
 (資料) 文部科学省、厚生労働省調べ。

平成18年度緊急採用奨学金制度の概要

- 趣 旨 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)
- 対象学種 大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒
※高等学校、専修学校高等課程は平成17年度入学者より都道府県へ移管
- 学力基準 勉学意欲がある者
- 家計基準 家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額
- 採用時期 随時
- 貸与予定人員 5.5千人（高等学校等奨学金事業の都道府県移管分を除く）
- 予算規模 26億円（高等学校等奨学金事業の都道府県移管分を除く）
- 申請から採用まで



貸与月額（無利子奨学金と同額）

| 区分 | 自宅 | 自宅外 |
|----------------|------|---------|
| 大学 | 国公立 | 45,000 |
| | 私立大 | 54,000 |
| | 私立短大 | 53,000 |
| 大学院 | 修士課程 | 88,000 |
| | 博士課程 | 122,000 |
| 高等専門学校 | 国公立 | 21,000 |
| | 私立 | 32,000 |
| 専修学校 (専門課程) | 国公立 | 45,000 |
| | 私立 | 53,000 |

門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側が「新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がそれぞれを尊重し、相互に十分周知して行動するという形で実施されることとなった。

また、大学側から別途企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨にのっとった採用活動を求める「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行い、また、企業側においては、秩序ある就職・採用活動の実現に向け、前年に引き続き、八八八社（前年度八一四社）の会員企業の賛同のもと、「企業の倫理憲章」趣旨実現をめざす共同宣言」を公表した。

○学生の就職に対する支援施策

現下の厳しい就職状況などを踏まえ、文部科学省では、大学などの就職指導担当者や企業の採用担当者が一堂に会して情報交換・協議を行う「全国就職指導ガイダンス」を日本学生支援機構などの関係機関と実施し、新規学卒者の就職機会の拡充について参加企業に対し直接要請している。また、文部科学大臣と経済関係団体との懇談の場を通じて、新規学卒者の雇用枠の拡大について格段の配慮を

お願いしている。

さらに、各大学に対しては、あらゆる機会を通じて、学生一人一人に応じた、きめ細かな就職指導や就職指導体制の充実を図るよう求めるとともに、学生がしっかりとした職業観を持ち、自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択できるよう、インターンシップやキャリア教育の充実などをお願している。

(四) 留学生交流の推進

人材の育成を通じた知的国際貢献、諸外国との相互理解と友好関係の強化、我が国の大学などの国際化や、国際競争力の強化に寄与する留学生交流の拡大は、極めて重要である。

これまで文部科学省では、昭和五八年に策定された「留学生受入れ一〇万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進してきたところである。

この結果、我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成一七年五月一日現在で、前年比三・八%増の一二万一

八二二人に上り、目標とされた一〇万人を超えている。これらの留学生は、その九割がアジア地域より渡日した留学生であり、中でも中国、韓国、台湾の三か国（地域）で全体の約八二%を占めている。

また我が国の日本語教育機関で学ぶ学生は、平成一七年七月一日現在で二万五八六〇人となっている。

一方、近年、我が国において、海外の大学などに留学する学生が増加してきており、各国などの統計によると、平成一四年に海外に留学した日本人は、主要三三か国において約七万九〇〇〇人で、留学先別に見ると、その約七割が欧米諸国となっている。

○留学生政策の新たな展開

平成一五年にも留学生の受入が一〇万人を超える見込みとなったことや、近年の留学生受入の急増に伴う質への懸念に対応するため、中央教育審議会において新たな留学生政策の在り方について審議が行われ、一五年一二月に答申がまとめられた。

◎答申のポイント

(新たな留学生支援策の基本的方向)

- ・これまでの受入れ中心の留学生政策について相互交流をより重視し、日本人の海外留学支援を充実
- ・受入れについては、今後五年間に三万人程度の留学生が増加すると見込まれることを踏まえ、引き続き施策を充実
- ・留学生の質の確保及び各大学等の留学生受入れ体制の質的充実
- ・新たに設立される日本学生支援機構を中核として留学生に対する支援を総合的に実施

文部科学省においては、この答申を踏まえ、平成一八年度においては、①留学生受入れ支援体制の充実を図るため、国費留学生受入れの充実や学習奨励費など私費留学生に対する支援の充実を図るとともに、②日本人学生の海外留学を支援するため、長期海外留学支援プログラムや短期留学推進制度等の事業を推進することとしている。

現在、留学生による犯罪や不法残留が社会的な問題となっているが、文部科学省としては、各大学などに適切な入学者選抜や在籍管理の徹底などを指導するとともに、法務省、外務省など関係省庁と連携しながら政府全体としての

取組を進めている。

・海外留学支援体制の整備

文部科学省では、国費による日本人学生の海外留学支援制度を設けている。平成一八年度においては、国際化する社会に対応できる優秀な人材の養成のため、日本人学生等が海外の大学院等に留学し、学位取得や専門分野の研究を行うことを支援する「長期海外留学支援プログラム」（平成一八年度派遣人数二二〇人）を実施することとしている。

さらに、日本学生支援機構においては、大学間交流協定などに基づき、一年以内の短期間、諸外国の大学へ派遣される日本人学生や諸外国の大学から我が国の大学に受け入れられる外国人留学生を支援する奨学金制度として「短期留学推進制度」を設けており、平成一八年度には、一六〇〇人の留学生を受け入れ、六六五人の日本人学生を派遣することとしている。

・外国人留学生に対する支援措置

国費留学生制度は、文部科学省が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招聘し、我が国と諸外国との国際文化交流を図ることにより、相互の友好親善と、諸外国の人材養成に資することを目的として、昭和二

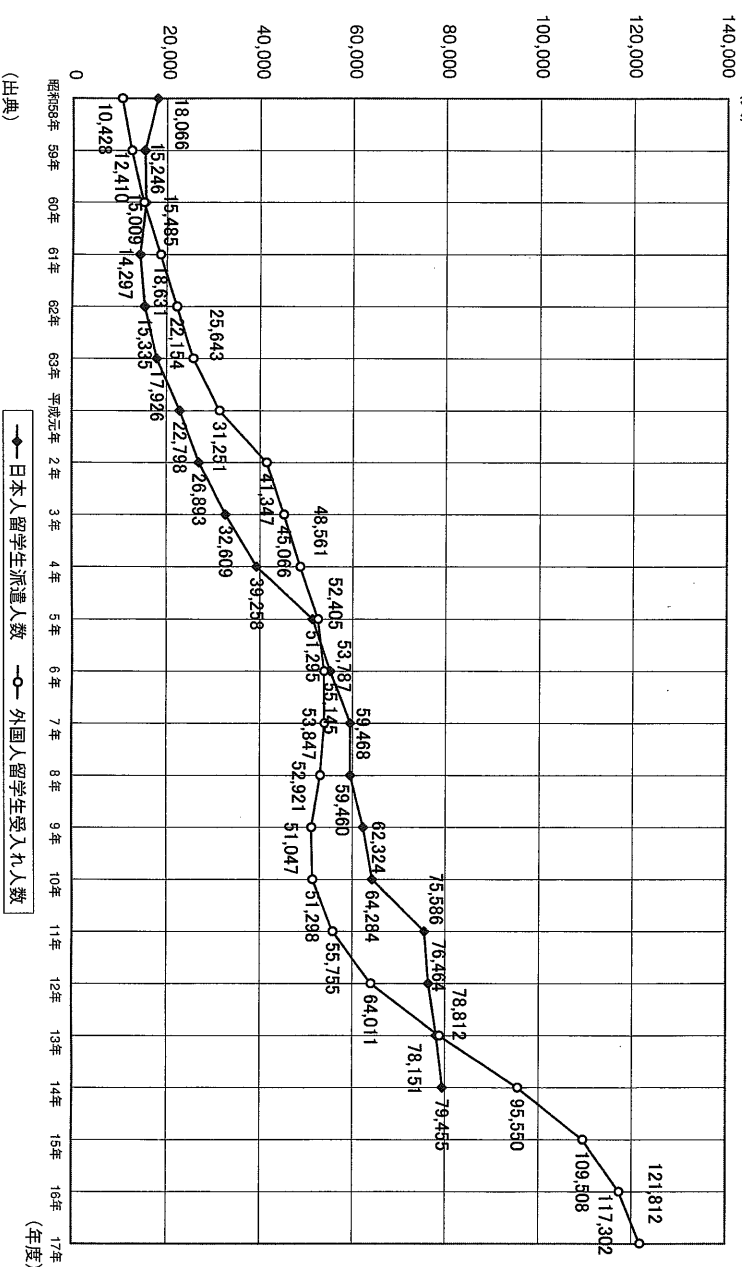
九年度に開始され、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、アジア諸国などの若年指導者を対象とするヤング・リーダーズ・プログラムなど七種類のプログラムにより実施されている。平成一八年度においては、受入人数を一〇〇人増やすこととしている。

私費留学生に対しては、従来から、文部科学省においては、成績優秀者の国費留学生への採用、授業料減免措置を講じた学校法人の援助などの施策を実施することにより、私費留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めている。また日本学生支援機構では、私費留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ就学生に対する学習奨励費（奨学金）の給付、私費留学生に対する医療費（自己負担額）の一部補助などを実施している。平成一八年度においては、学習奨励費の支給対象を一〇〇人増員し、授業料減免学校法人援助の増額を図ることとしている。

・日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留学生の入学選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続きが煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいとの指摘があった。このため、文部科学省では、

(Y) 日本の留学生数（日本人留学生派遣人数、外国人留学生受入れ人数）の推移



(出典) 留学生派遣人数…ユネスコ文化統計年鑑（昭和58年～平成10年）、OECD「Education at a glance」、IIE「OPEN DOORS」、中国教育部（平成11～）
留学生受入れ人数…2003年までは文部科学省留学生課調べ、2004年度からは日本学生支援機構調べ

日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を開発し、平成一四年度から実施している。

本試験の平成一七年度の受験者の合計は、国内二万五五二六人、海外四五九四人の計三万二二〇人であった。また本試験の利用大学は三八六大学（国立八四校、公立五一校、私立二五一校）、九五短期大学（国立一校、公立一二校、私立八二校）で、さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は五九大学（国立一五校、公立一校、私立四三校）、一一短期大学（すべて私立）となっている。今後、本試験がより多くの大学で利用され、渡日前入学許可が実施されることが望まれる。

（五）大学等における社会人受入れの推進

これからの「生涯学習社会」では、様々な分野で活動する人々が、急速な社会・経済の変化や多様化・高度化に対応し、社会人となった後でも、必要な時に最新の知識や技術を学ぶことのできる環境を整備することが重要である。

このため文部科学省では、大学等への社会人の受入れを促進できるよう制度の弾力化を進めてきている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合（例：四年制大学で六年間学ぶ場合など）は、留年や休学として取り扱われていたが、平成一四年三月に制度改正を行い、個人の事情に応じて、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができるよう、長期履修学生制度を導入した。これにより、職業などに従事しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大した。（平成一五年度現在、六三大学において導入。）

②通信制大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要に応える環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用など様々な取組が進んでいる。

平成一〇年三月には、大学院における教育研究の一層の

弾力化のため、通信制の大学院（修士課程）を設置することが可能となった。通信制大学院は、大学院レベルの授業を受けたくとも、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約から、通学が困難な社会人等のニーズに適切に対応することを目的とするものである。平成一八年四月一日時点で、通信制の研究科を置く大学院は一九校（放送大学を含む。）となっている。

また、平成一四年四月からは、博士課程についても通信制の大学院を設置することができるようになり、平成一八年四月一日時点で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の一九校中、六校となっている。

③サテライトキャンパス

近年、通常では時間的・地理的制約などにより大学のキャンパスに継続的に通うことが困難な社会人等にも大学教育を受ける機会を拡充するため、大学の校舎以外の場所においていわゆる「サテライトキャンパス」を設ける大学も増えつつある。このため、各大学での取組を後押しする観

点から平成一五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えるべき要件等を明確化したところである。今後は、社会人のほかにも、例えば単位互換による授業を受ける者で単位互換先の校舎に通うことが困難な者などのためにサテライトキャンパスを活用することも期待される。

（六）インターンシップ等の産学連携教育の推進

社会、経済が高度化・複雑化し、グローバル化が一層進展する中で、今後も我が国が活力ある社会を築き、国際社会での競争力を維持・強化していくためには、多様な社会の要請に対応できる人材や、新たな産業を創出する創造性豊かな人材の育成が不可欠である。

特に今日、大学等と産業界の双方において、自らの専門分野の位置付けを社会活動全体の中で理解し、現実的課題の中から主体的に問題設定を行い、それに取り組む能力を備えた高度専門人材の育成が急務となっている。

このような背景から、文部科学省では、高等教育機関におけるインターンシップの推進、産学連携による教育プログラムの開発・実施といった、大学等と産業界との連携・

協力による教育の充実を図るための支援を行っている。具体的には、インターンシップを推進するため、大学や企業関係者が情報交換や意見交換を行う全国フォーラムの開催をはじめ、大学の学部等で行うインターンシップや創造的な人材を育成するための教育プログラムを産学共同で開発・実践する優れた取組を支援している。加えて、近年の若者の雇用を取り巻く状況等を踏まえ、平成一八年度から新たに、各大学等における学生の職業観の涵養等を目的とした優れたキャリア教育の取組を支援することとしている。

また、平成一七年度から、大学院生を対象とした、企業等の実践的環境を活用した質の高い長期インターンシップの開発・実施を推進するため「派遣型高度人材育成協同プラン」を実施している。

さらに、我が国の国際競争力を高めていく上で、近年、各界から不足が指摘され続けている高度なソフトウェア技術者の育成機能の強化を図るため、平成一八年度から、大学院において、理論と実践力を兼ね備え、かつ、社会情勢の変化等に先見性と独創性をもって柔軟に対処し、企業等において先導的役割を担うことのできる世界最高水準のソ

フトウェア人材を育成するための拠点形成を支援する「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」を行うこととしている。

これらの事業を含め高等教育段階においても、社会の要請を的確に反映した「人づくり」を推進することにより、これからの知識基盤社会を支える高度で有為な人材を育成していくことが期待されている。

(七) 理工系人材の養成

我が国が「科学技術創造立国」を実現し、「知」の分野において世界に貢献していくためには、我が国の科学技術を支える理工系人材として、倫理観を備えた、創造性豊かな質の高い人材の育成が不可欠である。

先ほど決定された政府の「第三期科学技術基本計画」においても、大きな柱の一つとして「人材育成の強化」が掲げられており、大学における創造性豊かで国際的にリーダーシップを発揮できる広い視野と柔軟な発想を持つ人材育成機能を強化することや、大学院教育の質の抜本的強化に取り組みことが求められている。

このような社会の動向を踏まえ、各大学においては、近年の急速な技術革新、産業構造の変化に対応するため、学部・学科や大学院研究科・専攻の新設・改組などの教育体制の更なる整備が図られているほか、自己点検・評価や外部評価などに基づき、教育内容の見直し・充実も進んでいる。

また、日本技術者教育認定機構（JABEE）が技術者教育の質の向上、国際的通用性・共通性等の観点から、大学や高等専門学校などにおける技術者教育プログラムの審査・認定を行っており、これを積極的に活用して技術者教育の質的向上に努める大学等も増えてきている。他の分野においても、このような関係者による主体的な取組を期待したいところである。

文部科学省としても、実験実習設備の整備、産業界と連携した人材育成など、各大学における取組の支援を通じ、引き続き理工系教育の振興に努めていくこととしている。

(八) 医療人の養成

高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩などを背景として、国民

の期待に応える「良き医療人」の養成が一層重要となっている。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学と協力しながら、様々な改革を進めているところである。

① 医学・歯学教育の改革

医師・歯科医師については、人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を実践できる医療人の養成に大きな期待が寄せられている。現在、各大学においては、医学学生・歯学生在が卒業までに学んでおくべき態度、技能、知識に関する教育内容を精選して作成された「モデル・コア・カリキュラム」を踏まえたカリキュラム改革や診療参加型臨床実習の充実など、積極的な教育改革が進められている。

さらに、通常五・六年次に行われる臨床実習の開始前の段階で、病院や診療所など臨床の現場で実習を行えるだけの態度、技能、知識を学生が備えているかを適切に評価するための共用試験が、四度のトライアル（試行試験）を経て、平成一七年一二月から正式実施された。共用試験には、コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する試験（Computer Based Testing：CBT）と患者役のボランティア

アの協力を得て、診察技能や態度を評価する試験 (Objective Structured Clinical Examination : OSCE) が用いられている。

文部科学省では、これらの改革を推進することを通じて、二一世紀の医療を担う良き医師・歯科医師が輩出されることを期待しており、「医学・歯学教育指導者のためのワークショップ」の開催など各種の支援を行っているところである。

他方、へき地を含む地域における医師不足が社会的に大きな問題となっており、後述の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」における平成一六年一月の取りまとめの中で、厚生労働省の医師需給見通しの見直しを踏まえた大学における医師養成の在り方の検討を行うこととされた。

こうしたことを踏まえ、文部科学省として、平成一七年五月から「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、現在の医学教育改革の進捗状況を十分に分析しながら、地域医療を担う医師養成をはじめ、学部及び大学院等における医学教育の今後のさらなる改善・充実を図るための検討を行っているところである。

②薬学教育の改善・充実

平成一六年五月に学校教育法が改正され、平成一八年四月から、薬剤師養成のための薬学教育は従来の四年制ではなく、六年制の学部・学科において実施されている。

これは、近年の医療技術の高度化や医薬分業の進展等に対応するため、医療の担い手である質の高い薬剤師の養成には、医療薬学教育の充実、実務実習の長期化など教育内容の拡充を図ることが必要とされていることを踏まえた措置である。

平成一八年度においては、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」により、質の高い薬剤師を養成するために行う特色ある優れた取組に対して、重点的な財政支援を行い、六年制薬学教育の充実・活性化を図ることとしている。

また、薬学を学んで多様な分野に進む人材を養成するための課程は、引き続き四年制となっている。四年制の学部・学科からは、大学院へ進み、製薬企業や大学で研究・開発に携わる人材や企業の医薬情報担当者など、薬学の基礎的知識を持って社会の様々な分野で活躍する多様な人材が輩出されることが期待されている。

③看護師等医療技術者の養成

看護師等医療技術者の養成に関しては、資質の高い医療技術者や、教育者、研究者の養成を目的とした大学・大学院の設置が増えてきている。文部科学省では、看護系大学が急激に増加したことを踏まえて、平成一五年七月に「看護学教育の在り方に関する検討会」を発足させ、平成一六年三月に「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」と題した報告書を取りまとめた。現在、本報告の提言を受け、各大学における看護学教育の改善・充実を推進しているところである。

また、教育内容や臨地実習指導者の充実を図る観点からワークショップ（研究会や講習会）等を開催しているところである。

④地域医療への取組

へき地を含む地域における医師不足が社会的に大きな問題となっている。このため、文部科学省は、総務省、厚生労働省と連携して、平成一五年一月に「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設け、へき地を含む地域における医師確保対策やそのための医師養成の在り方などについて

検討を行い、平成一六年二月に当面の取組と今後の検討課題について、平成一七年八月には総合的な医師確保対策を取りまとめた。

文部科学省では、「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」による優れた取組を行う大学への重点的な財政支援を通じて地域医療等を担う人材の養成を推進するとともに、各大学に対して、医師紹介システムの明確化・決定プロセスの透明性の確保、大学の医師養成過程における地域医療に関する教育の充実、臨床研修における地域診療の推進、医学部入学生定員の地域枠の拡大、遠隔医療によるへき地医療支援などの諸施策を進めているところである。

また、平成一七年五月から「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、地域医療を担う医師養成の在り方などについて検討を行っている。

⑤医師・歯科医師の臨床研修の充実

平成一六年度から新しい医師臨床研修制度が導入され、新しく医師になった者に対して、総合的な診療能力の修得を主目的とする二年間の臨床研修が必修化された。また、

平成一八年度からは歯科医師についても一年間の臨床研修が必修化された。文部科学省としては、厚生労働省と連携しながら、臨床研修施設として重要な役割を担う大学病院にこの制度を定着させるとともに、研修医に対する適切な処遇や指導体制の充実を図るための支援を行っているところである。

⑥医療安全対策の推進

安全・安心な医療を提供することは、医療機関の当然の責務であるが、特に高度医療の提供を担う大学病院については、一般の医療機関以上に厳しい安全管理体制の確保が求められている。

文部科学省としては、各大学病院における医療安全対策の推進はもとより、医療の安全に関する管理体制の更なる充実・強化を行うという観点から、これまで国立大学附属病院の医療安全管理担当者を対象として実施してきた「リスクマネジャー研修会」について、平成一六年度から公立大学病院にも対象を拡大しその充実を図っているところである。今後とも、国公私立大学病院全体を通じた医療安全対策を推進していく。

⑦国立大学附属病院に対する経営改善支援

平成一六年度から国立大学が法人化され、附属病院についても自主・自律的な運営により効率的な経営が求められている。附属病院は国立大学の一部局であるが、投じられている予算、マンパワー、自己収入の規模などを踏まえれば、国立大学法人の経営に大きな影響を持つことになり、その経営改善の推進と経営基盤の確立が急務となっている。

文部科学省では、これらの課題に対応するため、各国立大学附属病院に対して、①一元的な経営管理を主体的に行うための体制整備、②部門ごとの収支状況等を踏まえた適切な経営分析と投資（経営）戦略の立案、③戦略に基づいた院内資源配分システムの構築、④増収、節減方策の一層の推進などの経営改善の一層の推進を求めているところである。

また、文部科学省として国立大学附属病院の経営上の諸課題に一体的に取り組むため、省内に連絡会議を設置し定期的な協議を行うとともに、病院経営に携わる責任者等の経営意識の一層の醸成を図るため、平成一六年度から学長、理事、病院長等を対象にした「国立大学病院経営セミナー」を関係団体との共催により開催しているところである。